

令和5年2月14日

三重県知事 一見勝之 様

# 要望書

三重県鈴鹿市平野町 1360-7  
NPO 法人 グリーン Net  
理事長 武藤安子  
電話 090-1786-0791

日頃より大変お世話になっております。  
本県の動物愛護業務について次の通り要望いたします。

## TNR 事業について

要望1	<p>〈捕獲器と猫の取り扱い〉 捕獲器の貸出しは、自治会や苦情者などの地域住民ではなく、猫ボランティアや給餌者など、猫の習性や生態などに配慮できる人に限定してください。</p>
理由	<p>猫の安全確保が第一です。猫の取り扱いは生態や習性を理解している者に限定することが必須要件と考えます。しかし、不適切な捕獲器の使用や手術した猫が遺棄されるなど、猫の安全がないがしろにされています。再三にわたる改善の申し入れに対して適切な改善もありません。</p>
要望2	<p>〈捕獲期間〉 捕獲器の貸出し及び捕獲開始は一斉手術の前日としてください。 また、保健所からあすまいるへの運搬は、手術前日ではなく当日に行ってください。</p>
理由	<p>早期拘束は猫の健康被害に繋がります。例えば脱水症状、腎臓、肝臓、ストレスから発症する疾患など様々な病気を引き起こす原因となります。 「現在は手術日の1～2 日前の捕獲が主流」(令和4年7月19日付回答書)との回答を頂きましたが、前日の朝からルート回収されていることや前の週から捕獲器を貸し出していることから、回答の真偽が疑われます。早期に捕獲しないよう貸出しは手術前日とし、前日捕獲の妨げとなるルート回収は取りやめ、手術当日に搬送する方法が望ましいと考えます。</p>

要望3	<p>〈周知文書〉  地域住民への告知及び報告などの周知文書は、保健所が作成した書面にて行うことを原則としてください。</p>
理由	<p>本事業の趣旨、目的について理解と協力を得られるよう啓発するためには、行政による事業であることや正しく認識してもらうことが重要です。しかし、自治会等に周知文書の作成をお任せしたために「エサやり禁止」などの不適切な文言が入れられたり、駆除を目的にするなど、趣旨、目的に反する事業となった事例もあります。保健所が適切な文書を作成し、事業主体を明確にするために、管轄保健所の名称、連絡先の記載も必要と考えます。</p>

### 収容施設(犬舎)について

要望4	<p>〈伊勢保健所の犬房〉  犬房が狭すぎます。並列している犬房の壁を取り壊して適切な広さを確保し、加えて日常動作の障害になる台座と水道管を撤去してください。  (資料1、2参照)</p>
理由	<p>「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」の規定を大幅に下回る面積です。  縦横ともに十分な広さが無いため、大型犬であれば四肢を伸ばしたり、方向転換することも困難です。歩行も中型以上は不可能で、ほぼ身動きの取れない状態になります。更に、台座と水道管は、躓く、ぶつかる危険度の高い障害物です。担当職員さんからの聞き取りでは「台座は食器を置く場所」「水道管は飲み水を入れるため」と説明されました。しかし、食器を置く場所が入り口ではなく奥にあり、縦長の食べにくい形状や、水道管と台座が離れているのも不自然です。台座の用途は汚物を流すときに犬が避難するスペースと思われませんが、小型犬しか利用できない狭さです。十分な広さがあれば、台座が無くても放水した水が直接当たらないよう配慮することが可能です。水道管はホースを利用すれば不要と思われれます。  収容状況については「犬は猫部屋に入れる。」「犬房はほとんど使用していない」「すぐに返還される」との説明でしたが、犬房に中型犬が収容されているところを複数のボランティアさんが確認しており、犬房の改修は必須と思われれます。</p>

要望5	<p>〈犬舎の採光〉</p> <p>熊野、志摩、松阪、伊賀、鈴鹿、桑名の各保健所の犬舎に採光窓を設置し、犬房に適切な光環境を整えてください。</p>
理由	<p>「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」では「自然採光又は照明により日長変化に応じて光環境を管理すること。」と規定されています。しかし、採光が無い犬舎は消灯すると昼間でも真っ暗です。桑名保健所は採光窓があるものの、犬房まで光が届きません。</p> <p>(※津保健所は未確認です)</p>

要望6	<p>〈猫の収容場所〉</p> <p>桑名、津、松阪、熊野の各保健所について、猫の収容場所が犬と同室とならないように庁舎内の部屋を確保するなど、適切な飼養管理を行ってください。</p>
理由	<p>「猫の習性やストレスに配慮した飼養管理を行う」(令和4年6月7日付回答書)との回答をいただいておりますが、上記保健所では猫の収容場所が確保されておらず適切な管理が行われていません。</p>

## 犬猫の譲渡事業について

要望7	<p>〈譲受人の年齢制限〉 譲受人の年齢を 20 歳～60 歳迄とし、60歳以上～65歳迄は高齢の犬猫を限定とする条件を設けてください。</p>
理由	<p>高齢者が動物の愛護及び管理に関する法律第 7 条 4 項(終生飼養)の責務を全うできないであろうことは十分予測できることです。高齢の飼い主が病気や死亡、施設入所などで行き場を失う犬猫が後を絶たず、社会問題にもなっています。このような状況下にもかかわらず、県は子猫や若い中型犬を高齢者に譲渡しており、不適切であると考えます。</p>

要望8	<p>〈譲渡前調査〉 譲渡前に譲渡希望者の自宅を訪問し、譲渡要件の確認や適切な飼育環境であるか調査を行った上で諾否の決定をしてください。</p>
理由	<p>「家族の同意有り」と回答していても、実際には反対者がいたり、希望する動物を飼育するには適さない環境であることが多々あります。譲渡前に現地を確認することは必要不可欠と思われます。</p>

資料1 伊勢保健所 犬舎平面図

資料2 伊勢保健所 犬房写真

以上の各要望事項について3月10日までに見解を御示し下さい。  
どうぞよろしくお願い致します。